

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(推奨事業メニュー)

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券事業(物価高騰対応)	<p>①町内の商店等で利用できるプレミアム付商品券を発行し、地域内での消費を下支えることにより、食料品等物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るもの。</p> <p>②プレミアム商品券事業にかかる事務費及び補助</p> <p>③消耗品費 200,000円</p> <p>印刷製本費 商品券 23,100冊×34.6円×1.1=879,186円 チラシ 9,500枚×28.8円×1.1=300,960円 ポスター 250枚×450円×1.1=123,750円 のぼり旗 250枚×1,000円×1.1=275,000円</p> <p>修繕料 計数機点検(点検料10,200円×2台+派遣料12,000円)×1.1=35,640円 部品交換等修繕料 100,000円 郵便料 引換券郵送料295円(郵便料85円+特定記録210円)×9,300世帯=2,743,500円、その他85円×500件=42,500円 事務、業務委託料 3,102,000円 電算委託料 1,790,250円 使用料 コピー機50,000円×5ヶ月×1.1=275,000円 借上料 コピー機36,300円×5ヶ月×1.1=199,650円 補助金 プレミアム分5,000円×23,100冊=115,500,000円</p> <p>④町民及び町内事業者</p>	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業	<p>①物価高騰等の影響により、給食食材費が高騰していることを受け、給食費増額分を町が負担し、子育て世帯への支援を図る。</p> <p>②高騰した分の食材購入費(教職員は除く。)</p> <p>③50円×500,000食=25,000,000円 重点支援交付金21,741千円+一般財源3,259千円</p> <p>④町内の小中学校に通う児童・生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
3	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策臨時住宅用太陽光発電システム等設置整備事業補助金	<p>①物価高騰等の影響による家庭におけるエネルギー費用軽減を図るため、太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>②③ 太陽光発電システムの設置補助額は25,000円/kw、上限100,000円 蓄電池の設置補助額は、一律50,000円 太陽光発電システムの設置100,000円×35人+蓄電池の設置50,000円×30人=5,000,000円 重点支援交付金4,800千円+一般財源200千円</p> <p>④町内に住所を有し、自ら居住する住宅に太陽光発電システム又は蓄電池の設置した者、又は自ら居住するため太陽光発電システム付き住宅を購入した者</p>	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文化センター電気料金高騰対策事業	<p>①物価高騰の影響による電力・燃料価格高騰の影響を受ける公共施設(直接住民の用に供する施設)の光熱費高騰分を支援することにより、安定した市民サービスを提供するとともに、施設利用料への価格転嫁を防止する。</p> <p>②直接住民の用に供する施設の電気料金(高騰分)</p> <p>③直接住民の用に供する施設の電気料金(高騰分)1,500千円×1施設=1,500千円 重点支援交付金1,050千円+一般財源450千円</p> <p>④吉岡町文化センター</p>	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費第3子無償化事業(物価高騰分)	<p>①物価高騰の中、町内公立小中学校へ通う、第3子以降の児童・生徒の学校給食費について、無償化するもの。</p> <p>②対象となる児童・生徒の給食費</p> <p>③小学校:1年生 27名×39,160円=1,057,320円 2~6年生 118名×40,040円=4,724,720円 中学校:1~2年生 17名×45,000円=765,000円 3年生 3名×43,000円=129,000円 合計 6,677千円 重点支援金6,513千円+一般財源164千円</p> <p>④町内の小中学校に通う児童・生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小規模事業者販路開拓等支援補助金(物価高騰分)	<p>①物価高騰が続き、光熱水費等が上昇する中、地域経済の活性化を図るため販路開拓等に取り組み町内の小規模事業者に対し、特定の経費において補助を行うもの。</p> <p>②・広報事業 ・展示会等出展事業 ・機械装置導入事業</p> <p>③補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度。事業所数としては8事業所を想定。300千円×8事業所=2,400千円 重点支援金2,280千円+一般財源120千円</p> <p>④事業所の所在地が吉岡町内にあり、創業から1年以上経過している者</p>	R7.4	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料無償化事業(物価高騰対応)	<p>①国や県の制度でも保育料の無償化の対象とならない子育て世帯について、保育料を無償化することで物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担軽減を図る。</p> <p>②無償化する保育料</p> <p>③保育料94,710,500円(令和7年4月分6,358,100円、5月分6,518,200円、6月分6,761,300円、7月分7,090,200円、8月分7,359,900円、9月分8,328,000円、10月分8,410,500円、11月分8,561,900円、12月分8,791,000円、令和8年1月分8,843,800円、2月分8,843,800円、3月分8,843,800円) 重点支援地方交付金 72,662,000円、県補助金 4,558,550円 一般財源 17,489,950円</p> <p>④保育料を負担している子育て世帯</p>	R7.4	R8.3

8	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金減免事業(システム改修)(エネルギー等物価高騰対応)	①水道基本料金を4カ月減免することで、エネルギー等物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の経済的負担軽減を図るためのシステムを構築する。 ②水道基本料金減免事業にかかるシステム改修費 ③システム改修費 726,000円 ④上水道契約者(公的機関を除く)	R8.2	R8.3
---	------------------	----------------------------------	---	------	------